

I 特別支援教育

提言内容

一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実に関する提言

分科会の趣旨

障害のある子どもの自立及び社会参加に向けて、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年）、「新学習指導要領」の告示（平成29年）等により、学校教育に求められる特別支援教育の方向性が示されている。

学校は共生社会の実現に向けて、できるだけすべての子どもが、同じ場で共に学び育つインクルーシブ教育を推進するべく、学校・家庭・地域が連携して子どもの成長を支えるネットワークをつくり、全ての子どもの自立と社会参加を目指すことが求められている。また、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、その能力を最大限に発揮できるよう、小・中学校等の通常の学級や通級による効果的な指導と、特別支援学級、特別支援学校における、連続性のある「多様な学びの場」の確保など、障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていくことが求められている。

そこで、本分科会では、家庭や地域、関係機関との連携及び学校での学習や生活における支援に焦点を当てて、校長のリーダーシップの在り方等を中心に具体的方策を明らかにし、提言する。

分散会の視点

第17分散会

家庭や地域、関係機関と連携した共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進

全ての人大切にされ、社会参加できる共生社会は、だれもが生き生きと生活できる社会である。共生社会の実現に向けて、学校は障害のある子どもが最大限の力を発揮しながら、同じ場で共に学び育つ教育環境の整備に努めなければならない。

そのためには、今まで以上に家庭や地域、関係機関と連携し、チームで支援する学校を目指し、地域のインクルーシブ教育の推進に寄与することが求められている。

本分散会では、学校がどのようにして、家庭や地域、関係機関とのネットワークを構築し、個別の教育支援計画を活用しながらインクルーシブ教育の推進をしていけばよいか協議を深め、校長の役割と指導性を究明する。

第18分散会

子ども一人一人の教育的ニーズに応じ、学習を支える特別支援教育の推進

インクルーシブ教育システムでは、共に学び育つ場を大切にしながら、一人一人の教育的ニーズに応じた支援が求められている。

発達障害のある子どもが通常の学級で学習する場合、「その子にとって必要であり、ほかの子にとってはあると便利」というユニバーサルデザインの視点が求められる。加えて、校内環境や支援体制の充実に努め、一人一人の教育的ニーズに応じて個別の指導計画を作成し、連続性のある支援を進めることが重要である。

本分散会では、校内委員会の機能を活かして、学校全体で組織的に一人一人の教育的ニーズに応じた学習を、どのように支え、進めればよいか協議を深め、校長の役割と指導性を究明する。